

文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備する。（第1条）

2 新旧対照表（議案集 19ページ）

文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
（昭和31年12月文京区条例第18号）

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 文京区非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法<u>第二十二条の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで （略）</p> <p>別表第一及び別表第二 （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 文京区非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法<u>第二十八条の五第一項</u>又は<u>第二十八条の六第二項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで （略）</p> <p>別表第一及び別表第二 （略）</p>

律第六十三号) 附則第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)
については、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。